

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十号

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成十二年三月奈良県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中	サービスの種類
--------	---------

「	サービスを	」
	サービスの種類	
	変更年月日	

「	5	役員の氏名、生年月日	
	6	定款、寄附行為、条例等（当 するものに限る。）	
	7	事業所又は施設の建物の構造 専用区画等	
	8	備品（訪問入浴介護事業及び 問入浴介護事業に限る。）	

及び住所

 該事業に関

 、平面図、

 介護予防訪

5	登記事項証明書又は条例等（当該事業に 関するものに限る。）
6	事業所又は施設の建物の構造、平面図、 専用区画等
7	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪 問入浴介護事業に限る。）
8	利 用 者 の 推 定 数

「
 20
 そ
 変

その他（ _____ ）

更 年 月 日	
---------	--

「 _____ 」

20	その他（ _____ ）
----	--------------

_____」
 _____」
 _____」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。